

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

今号の記事

- **特集 ベトナム日本法教育研究センター設立10周年**
 - 10年間の歩みと成果 2頁
ベトナム日本法教育研究センター 特任講師 木本真理子・小西達也
 - 10周年記念行事の写真集 3頁
 - 日越間の法協力における名古屋大学の貢献 4頁
在ベトナム日本国大使 梅田邦夫
 - 産業連携の重要性 5頁
十六銀行頭取 村瀬幸雄
 - ハノイ日本法センター修了生に期待すること 6頁
TMI総合法律事務所ハノイオフィス弁護士 小幡葉子
- **TOPICS**
 - 総務省による法整備支援活動 7頁
総務省
 - 全体会議 8頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 准教授 コン・テイリ
 - 全体会議 9頁
名古屋大学大学院法学研究科 教授 武田宏子
 - 国際司法人材、その養成に求められているものは何か 10頁
早稲田大学大学院法務研究科 教授 須網隆夫
 - インドネシア短期派遣 12頁
名古屋大学法学部2年 鬼頭 昌隆
 - ソウル国立大学・シンガポール国立大学との
研究フォーラムに参加して 13頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長 團分典子
 - UNCITRALとの連携 14頁
名古屋大学大学院法学研究科 教授 横溝大 准教授 Giorgio Fabio Colombo
 - 日弁連とモンゴル弁護士会・モンゴル法曹協会 友好協定締結 15頁
センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
- **アジア法・法整備支援研究の最前線**
 - 法務省による法整備支援 16頁
法務省法務総合研究所国際協力部 部長 森永太郎
- **New カンボジア便り** 18頁
カンボジア日本法教育研究センター 特任講師 玉垣正一郎
- **センター長便り** 20頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑 郁
- **行事など** 22頁

No.40

2018.3.31

10年間の歩みと成果

ベトナム日本法 教育研究センター
特任講師

木本真理子・小西 達也

ハノイ法科大学内日本法教育研究センター（ベトナム）（以下CJLV）は、2017年、設立10周年を迎えた。この10年間、多方面の関係者の協力と励ましを得て、日本語によって日本社会及び日本法を理解する人材育成と法整備支援研究という2つの事業に取り組んできた。ここでは、その歩みとその成果について考えたい。

■ CJLVにおける教育の成果

名古屋大学とハノイ法科大学は、1999年12月に部局間学術交流協定を締結し、2007年9月7日にCJLVが設立された。日本企業や日本文化に対する人気を背景に、毎年、CJLVには定員25名に対して約250名の応募があり、学習意欲の高い優秀な学生が集まる。しかし、学生は、ハノイ法科大学の正規課程を履修しながら、日本の大学院進学を実現する日本語能力と日本法知識及び法的思考の習得を目指すため、厳しいカリキュラムに挑むことになる。そのため、強い意志を持って努力した約半数の学生のみが4年間のカリキュラムを修了することができる。多忙な日々の中で、学生は、毎日来てくださる日本人会話ボランティアや、インターンとして受け入れてくださる在ハノイ日系機関の方々、日本からの訪問者などに、励まされ、支えられ、机上の勉強だけでなく生の日本を体感しながらモチベーションを維持している。

CJLVは、これまで合計7期71名の修了生を輩出してきた。このうち19名が、名古屋大学などの大学院進学を果たしている。また、修了生は、ベトナムの政府機関、教育機関、企業などで勤務するほか、在ベトナム日本国大使館、国際協力機構（JICA）、法律事務所をはじめとする日系企業などで、日越の架け橋として活躍している。

■ CJLVを通じたハノイ法科大学との研究成果

CJLVでは、ハノイ法科大学とともに、ベトナム労

働法に関するセミナー（2013年）や、ベトナムにおける行政決定策定の透明性確保に関する行政法セミナー（2015年）などを開催し、共同研究活動を行ってきた。また、2017年11月には、CJLV設立10周年記念シンポジウムを開催し、約150名の日越参加者を迎え、教育による法整備支援の発展と成果や、日越経済関係強化のためにCJLVが果たす役割などについて、活発な意見交換がなされた。このような研究や行事は、日越の共同研究及び情報発信という意味で意義深いことはもとより、CJLVの認知度を高めるためにも大変役立つため（シンポジウムをきっかけにベトナム国営テレビ（VTV4）でCJLVを特集するプログラムが放映された）、今後も続けていきたい。

■ 結びにかえて

設立10周年といっても、修了生はまだ若く、日本の大学院を卒業した修了生がようやくベトナムに帰国し始め、これからキャリアを築いていくという段階にある。そのため、法制度を構築しメンテナンスしながら運用できる人材を育成するという法整備支援事業としての教育の成果を問うには早計に失するであろう。「教育は国家100年の大計」であり、CJLVにおける取り組みは、工夫し、改善しながら継続していくことが何よりも重要である。しかし、CJLV設立10周年記念同窓会で修了生が見せた頼もしい様子とその笑顔を見れば、これまでのCJLV講師陣と関係者の皆様の努力が確実に実ってきていることがわかる。20年後、30年後にそれぞれの場で活躍する修了生と語らうことを楽しみに、これからも学生達を見守っていきたい。



設立10周年記念で初めて開催されたCJLV同窓会



式典参加者集合写真



設立10周年記念シンポジウム



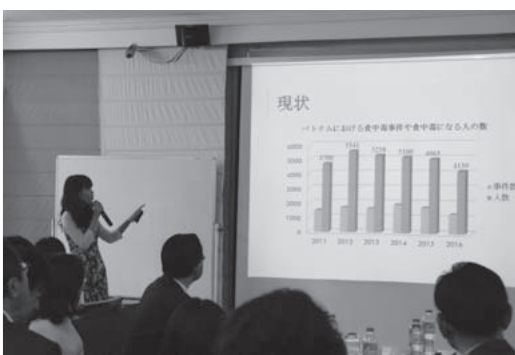
レ・タイン・ロン司法大臣とともに
(左から村瀬十六銀行頭取、松尾名大総長、ロン大臣、チャウハノイ法科大学長)



ベトナム司法省からの奨学金受給者



ロン司法大臣祝辞



学生との懇談会



名古屋大学同窓会 ベトナム支部

日越間の法協力における 名古屋大学の貢献



駐ベトナム
日本国特命全権大使
梅田 邦夫

名古屋大学ベトナム日本法教育研究センターの設立10周年に際し、日本政府を代表して、お祝いと感謝を申し上げます。名古屋大学がアジアに豊富な人的ネットワークを築いてこられたことが、日越間においても深い信頼と親近感の礎となっています。森嶋昭夫先生、鮎京正訓先生を始めとする関係者の方々の長年のご尽力に敬意を申し上げます。

日本の司法分野の対越協力には、二つの大きな柱があります。柱の一つ目は、法務省が1996年から実施するJICA法整備支援事業であり、もう一つの柱が名古屋大学による「人材育成」です。

名古屋大学による「人材育成」は、二つの重要な事業からなり立っています。一つは、名古屋大学法学研究科が、ベトナムを含む世界各国の留学生を積極的に受入れ、1999年以降これまでに約600人の修士及び博士号取得者を輩出されてきたことです。これらの名古屋大学出身者は、母国において法曹界中枢を担う人材として大活躍されています。ベトナムでは、ロン司法大臣が代表的存在ですが、司法省、最高裁判所、中央銀行等で名古屋大学出身者が活躍されています。

人材育成のもう一つの重要事業は、2007年にハノイ法科大学キャンパス内に設立された「日本法教育研究センター」です。高い日本語能力と、日越両国の法律知識を持つ人材育成という試みは、正に画期的です。センターは、この10年間で71人の非常に有能な修了生を生みました。

更に、2014年から、名古屋大学は、ハノイ法科大学の協力を得て、アジア・サテライト・キャンパス学院を設置し、ベトナム政府の幹部などが、長期間職場

を離れることなく博士号を取得できる仕組みも構築されました。

名古屋大学とハノイ法科大学による人材育成は、「日越大学間の模範的協力」、「ベトナム社会の遵法精神涵養」、「日越を繋ぐ人材育成」という3つの観点において、非常に大きな貢献をされています。

日越関係は現在、最良の時を迎えています。昨年、日越間の要人往来は間断なく行われました。天皇皇后両陛下の初のベトナム御訪問、安倍総理・フック首相の相互訪問、ダナンAPEC首脳会議・TPP閣僚会議の成功に向けての緊密な協力等、日越両国指導者間の「相互信頼関係」は、格段と深化しています。国民レベルの交流も大幅に拡大しており、例えば、日本には約23万人のベトナム人が居住しています。彼らの多くは、少子高齢化、労働力不足に直面する日本を支えています。

その一方で、昨年、日本の対越投資（認可ベース）は91億ドルと過去最高となりましたが、多くの企業が、ベトナムのあいまいな法律や政府の規程、法執行の信頼性欠如に苦しんでいます。

名古屋大学におかれては、ベトナムの重要なパートナーとして、「日本法教育研究センター」「サテライト・キャンパス学院」を拠点として、ベトナムの法システムの信頼性を高める人材の育成に引き続き貢献いただくことを期待致します。

最後に、「日本法教育研究センター」の一層の発展、名古屋大学の皆様のご活躍と日越関係の更なる強化を心より祈念し、私の祝辞とさせていただきます。



祝賀パーティーで挨拶する
梅田大使

産学連携の重要性 ～地域経済の発展に向けて～



十六銀行頭取
村瀬 幸雄

■はじめに

この度は、名古屋大学ベトナム日本法教育研究センターが設立10周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。昨年11月の記念式典には私も出席させていただきましたが、貴学のアジア法整備支援事業への先駆的な取組みに対して、改めて敬意を表します。

■中小・中堅企業によるベトナム進出ニーズの高まり

近年、日系企業のベトナムへの進出が進んでいます。これは、優秀で若い人材が豊富であることや、工業団地の整備が急ピッチで進んでいることなど、良好な投資環境を背景としています。昨年末に発表されたベトナム外国投資庁による統計によると、日本のベトナムに対する直接投資額は、前年比3.5倍の91億ドルと過去最高を記録し、ベトナムの投資受入先として、日本は国・地域別で首位となりました。

こうした中、弊行では取引先企業のベトナム進出支援について、現地有力銀行との提携や行員の派遣、ベトナム外国投資庁やドンバンⅢ工業団地との提携などを通して支援体制の強化を進めております。

しかしながら、ベトナムに限らず新興国へ進出する企業は、必ずと言っていいほど、当該国の法整備の脆弱さという問題に直面します。突然の法令・規制の変更や、根拠法令の不明確さなど、場合によっては多額の罰金を科せられることもあり、進出企業にとっては大きな法務リスクを抱えていると言えます。

こうした問題は、第一義的には勿論、その国自身が整備を図るべきですが、貴学はアジア新興国のこの

ような実態に対して、いち早く問題意識を持たれ、現地の有力大学内の日本法教育研究センターの設置や、サテライトキャンパスの開設など、他大学に先駆けて「アジア法整備支援事業」に取り組んでこられました。

■「じゅうろくアジア留学生奨学金」制度の創設

弊行は、2014年8月に貴学法学研究科で学ぶアジアからの留学生を対象とした「じゅうろくアジア留学生奨学金」を創設いたしました。この制度は、アジア新興国の法整備に貢献できる人材育成を目的に、留学生が安心して研究に打ち込めるよう経済的な支援を実施するものです。昨年修了したハノイ法科大学出身の留学生は、ベトナムの大手日系法律事務所に就職したと聞いており、日越の架け橋として将来の活躍が期待されます。

弊行としましても、本制度が少しでも貴学の取組みに役立ち、アジア各国で活躍する優秀な研究者や法律家が輩出されることで、アジア新興国に進出する中小・中堅企業にとり「法律」という重要なインフラが整備され、事業展開における大きな課題解決につながるものと確信しております。ひいては、この取組みが、地域経済の発展にも貢献するものであると、そのような観点で産学連携の重要性を改めて感じております。

今後も貴学との連携を一層深化させ、「アジアのハブ大学」として貴学がますます発展されますことを祈念しております。



じゅうろくアジア留学生奨学金授与式の様子

ハノイ日本法センター修了生に期待すること 3人の修了生が活躍中



TMI総合法律事務所
ハノイオフィス
弁護士
小幡 葉子

■ 3人の修了生が活躍中

当職は2013年4月から、東京の法律事務所のハノイオフィスに駐在している。現在当オフィスでは、ハノイ法科大学日本法センターの修了生3人がパラリーガルとして勤務しており、3人ともベトナム司法省の弁護士修習を完了または修習中で、順次弁護士登録の見込みである。またこれまで、ほかにも複数の修了生を採用した実績がある。彼らの担当業務は、ベトナム弁護士を補佐して、ベトナム法令や実務運用の調査、行政当局への照会、社内規則や契約書のレビュー・翻訳、会議への立会・通訳、クライアント向けニューズレターやメディア寄稿のドラフト、等々、当オフィスのどの業務も彼らなしでは回らない。これ以上期待することはない大活躍ぶりである。

■ 日本企業のベトナム法リーガルサービスのニーズ

ここで終わってもよいのであるが、本稿では、ベトナムに駐在する日本の弁護士として、センター修了生に何を期待するかという課題を与えられている。そこで、前提として、日本企業やそのベトナム現法・JVが、在越日系法律事務所にどのようなサービスを期待されているかを整理してみる。

- 経営トップ・意思決定機関：ベトナム案件の意思決定にあたって、判断材料となるオピニオンを、現地かつ日系の法律事務所から得たい。
- 国内の法務部門：社内の他部門に対して、ベトナム案件における法的問題を分析・提案するため、専門的・技術的情報、特に、日本または諸外国（欧米諸国、中国など）との異同に関する情報が必要。
- 国内の企画・営業などの部門：グローバル展開のための対象国の選定、多国間の投資・取引スキームの策定、現在・将来のビジネスパートナーとの関係強

化のため、ベトナム固有の法的リスクの情報が必要。

- ベトナム現地拠点のニーズ：日々のオペレーションの中で発生する法的問題（雇用、コンプライアンス、商取引、コーポレートなど）に対する迅速・適切なアドバイスが必要。

■ 修了生に期待する専門性

これら多岐にわたるニーズに応えるには、日本語・日本法のバックグラウンドをもつベトナム人弁護士・パラリーガル・研究者の高度の専門性が必須となる。以下、思いつくまま列挙する。

- 日本のクライアントを納得させる論理的・分析的なベトナム法解釈・適用

日本企業のクライアントは、法律事務所に対して、純粋にリーガルな見解を求めている。実務上の”近道“に逃げず、最後まで法的に論理展開する力が必要である。

- 日本法との比較の視座からの助言

クライアントに対し、ベトナム法と日本法・諸外国法を含む広い視点と関心に基づく助言を行ってほしい。

- 司法・行政・ビジネス・アカデミズムの幅広いネットワーク形成

- 日本における法学研究の方法論によるベトナム法解釈論

また、センター出身の研究者のみなさんには、日本の方法論（ベトナムでの法令研究は比較法と立法論が中心である）を踏まえ、立法事実・沿革・起草過程・実務運用などを総合する本格的な解釈論を期待する。

以上、センター修了生なら必ずできると確信していることを付記して、本稿を閉じることとしたい。



センター修了生3名とともに（筆者左から2番目）

総務省の行政通則法制度及び 行政苦情救済分野におけるアジア諸国との交流

総務省行政管理局管理官室
(行政通則法担当)
総務省行政評価局行政相談企画課

■ 行政通則法分野の国際交流

行政管理局では、国の行政機関等に共通的に適用される行政通則法（行政手続法、行政不服審査法等）を所管しており、これらの法律の運用を通じて行政運営における公正性の確保・透明性の向上を図っています。

アジア諸国との交流については、平成28年度及び平成29年度には、各国の名古屋大学日本法教育研究センターで法律を学んでいるアジア諸国の学生が総務省を訪れ、行政管理局の職員から行政手続法及び行政不服審査法の詳細について説明し、活発な意見交換や有意義な質疑応答が行われました。そのほか、あらゆる機会を通じて、我が国の行政通則法制度についての研修等を行っています。

また、平成29年度から「我が国の行政通則法制度の東南アジア諸国への展開」という新たな取組の一環として、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの先生方にもご助言をいただきながら、東南アジア諸国へ進出している我が国企業のニーズ調査等を実施しています。



2017年度名古屋大学日本法教育研究センター夏季セミナー参加学生の総務省訪問の様子

■ 行政相談の国際交流

行政評価局では、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、①行政評価局調査（各府省の業務の実施状況の調査、行政機関をまたがる政策についての実証的な把握分



析)、②政策評価の推進（政策評価制度の基本的事項の企画立案、各府省が行う政策評価の点検）、③行政相談(国民からの広範な行政分野の苦情や意見の受付、関係行政機関へのあっせん・通知)の3つの業務を行っています。

このうち行政相談業務においては、行政評価局の調査機能、行政相談委員（総務大臣に委嘱された民間有識者で全国に約5000人配置）、行政苦情救済推進会議（大臣の諮問機関）の三者が一体となってオンブズマンの機能を果たしていると国際的に認識を得たことにより、国際オンブズマン協会やアジア・オンブズマン協会の正会員として活動しています。行政評価局では、これらの協会が主催する国際会議や研修を通じて、行政相談制度の意義・有効性を海外に発信するとともに、2国間の協力として、ベトナム（2013年、国家監察省）やイラン（2016年、総合監察機構）、ウズベキスタン（2017年、議会人権オンブズマン）との間で、「行政苦情救済分野等に関する協力の覚書」を締結し、政務レベルでの交流のほか、実務家レベルへの技術協力を実施しています。こうした交流、技術支援を踏まえ、ベトナムでは、日本の行政相談委員制度を参考に、ボランティア弁護士による行政相談窓口を設ける取り組みが導入される等、国民対応窓口の強化に貢献しています。

また、2017年12月には、来日したベトナム国家監察省訪日団（副大臣）一行の交流の一環として、名古屋大学法政国際教育協力研究センターを訪問し、市橋教授から、苦情処理・審査請求・行政事件訴訟についての講義を頂戴し、質疑応答や意見交換を行いました。

ASEAN 共同体と人の移動 — インパクト、課題、展望 —

名古屋大学法政国際教育協力研究センター
准教授

コン・テイリ

■ 全体会議の概要

2017年12月16日および17日に、「ASEAN 共同体と人の移動—インパクト、課題、展望—」と題して今年度の全体会議が開催された。ASEAN 共同体では、2015年末の創設以来、その持続可能な連結性を促進するために人の移動に関する課題を抱えてきた。本会議では、ASEAN 諸国、日本および近隣諸国から専門家を招聘し、これらの法的・実務的課題を共有・検討した。

12月16日午後は、小畑郁法政国際教育協力研究センター長の開会挨拶および趣旨説明に続いて、第1セッション「地域労働市場と移民・移住—現状と課題」および第2セッション「国際結婚と人の移動—課題と展望」が、そして翌17日には、第3セッション「人身売買の問題とそのリスクへの取組」と第4セッション「人の移動に関するASEAN地域の法および規制枠組」が行われた。

第1セッションでは地域労働市場の変化および地域内移民の意義、ならびに労働移民に関する法的・社会的課題について、タイのプルサコラヴィット・パンティップ准教授（チュラロンコン大学）、ベトナムのグエン・グエット・ミン氏（国連薬物犯罪事務所・専門家）およびアジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長山田美和氏ら専門家を招聘し、討論した。ASEAN 域内の労働移民は、1990年から2015年に150万人から690万人に増加しているが、タイ、シンガポールおよびマレーシアが移民労働者の主要な受入国となっている。労働移民の多くが熟練労働者ではなく非熟練労働者であり、非熟練労働者の移動は各国で法的に制限され、その多くが不法滞在である。日本

を含め労働市場においては非熟練労働者の需要が高いが、法律上受入を認めていないケースも多い。日本では研修生制度が1つの受け皿となっているが、十分な人権保護がなされていないとの指摘がなされ、人権とビジネスの観点から労働移民の問題について有益な議論がなされた。

第2セッションでは、シンガポールのヨウ・ソウ・アイ・プレンド教授（シンガポール国立大学）の「ASEAN 諸国における国際結婚と人の移動」および韓国のキム・ヒュン・ミ教授（延世大学）の「東アジアにおける国際結婚と人の移動—韓国における結婚移民を例として」の報告と、国立民族学博物館の永田貴聖機関研究員によるコメントがなされた。ヨウ教授は、シンガポールが労働者の30%に達する外国人労働者に依拠する反面で、非熟練労働者の婚姻による定住を避けるために、雇用期間中および終了後においてもシンガポールでの婚姻が禁止され、懐胎の有無の確認が半年毎になされている状況および丹念なフィールドリサーチに基づく事例の紹介をした。キム教授からは、韓国では少子化と郊外での結婚難から外国人女性との国際結婚を奨励する政策がとられ、韓国語教育をはじめとする支援を行いつつブローカーによる搾取を禁止する特別法が制定され保護をはかっている状況が紹介された。永田研究員は、日本人とフィリピン人との国際結婚の現状および韓国における韓国人とフィリピン人の国際結婚に関する文化人類学の視点から両報告を補完し繋ぐコメントをした。ヨウ教授とキム教授の報告は、いずれもこの分野の第一人者としての知見と示唆に富み、非常に多くの質問が寄せられた。韓国および日本はASEAN加盟国ではないが、ASEAN 諸国から結婚移民を含む多くの人々を受け入れてきた。今後はASEAN加盟国間で移民の取り扱いを協議していく上で、従来受入れ国の経験共有は重要であろう。

人の移動に関するマルチレベル・ガバナンス・システムの構築はASEANで可能なのか？

名古屋大学大学院 法学研究科
教授

武田 宏子

■ はじめに

シンポジウム2日目となる12月17日は、第3セッション「人身取引の問題とそのリスクへの取組」と第4セッション「人の移動に関するASEAN地域の法および規制枠組み」の2セッションが生まれ、その後、各セッションを代表するスピーカーが登壇する全体討論が行われるという盛りだくさんな1日でした。

■ フィリピンとカンボジアにおける人身取引の現状

日曜日の朝10時の開始であったにも関わらず多くの聴衆が参加した第3セッションでは、フィリピンのラサールリパ大学法学部長エミリオ・エンヒンコ教授と国連薬物犯罪事務所プログラム専門家グエン・グエト・ミン氏からフィリピンとカンボジアにおける人身取引の現状と、この問題に対するそれぞれの国における法的／政治的対策とその問題点について詳細なご報告を頂きました。両氏のお話から見てきたのは、人身取引に対処するためには、国際機関やNGO、市民団体が国家や地方の行政機関と密接に連携し、規制と監視、被害者救済に取り組むマルチレベルのガバナンス・システムを構築することの必要性でした。この時、ASEANという地域共同体の持つ意義と可能性は非常に大きいと考えられます。

■ ASEANにおける人の移動に関するマルチレベル・ガバナンス・システム構築の可能性

それではASEANという地域共同体において、人身取引を含む人の移動は具体的にどのように規制されることが可能であり、また現在、どのような試みが行われているのでしょうか？第4セッションの目的はこうした問題を考察することであったわけですが、最初の報告者であるタイのマヒドン大学講師／人権・平和学博士プログラム長シープラパー ペチャラミーシー博士によれば、ASEANを通じて有効な規制が行われるた

めには依然として多くの課題を解決する必要があるようです。ご報告の結論としては、アセアン・コンセンサスは移民労働者保護のための枠組みは提供できるものの規制の枠組みとはなっておらず、現状では国内の法制度／機構や二国間協定が主に活用されているということでした。こうしたご報告を受けて、国連人身取引対策計画地域研究専門家セバスチャン・ボル氏による次のご報告では、人身取引に関する地域的な規制を行うための具体的なイニシアティブとして2004年に設立されたCOMMIT Processの例が紹介されました。COMMIT Processには大メコン圏の国々が参加し、国連人身取引対策計画が事務局を務める一方で、市民団体も関わっており、したがって多様なアクターが地域において連携することで人身取引を規制するガバナンスの具体的な試みであると言えます。ボル氏によればこの試みは将来、ASEAN全体に拡大する可能性も秘めているということです。そこで問題となるのがASEANの側ではこうしたイニシアティブに積極的に関わっていくつもりがあるのかということですが、最後のご報告者であるASEAN議員会議事務局長イッサラ スントーン ワット氏からは、ASEAN議員会議ではより実効性が高い組織にASEANを転換していくための方策が模索されているというお話がありました。政治家らしい非常にカラフルな語り口で紹介されたASEAN議員会議の現状と展望は、変化への志向性を感じさせるものでした。



第3セッション パネルディスカッション

「国際司法人材、その養成に求められているものは何か」

早稲田大学大学院法務研究科
教授

須網 隆夫

■はじめに

2017年6月、自由民主党政務調査会は、「司法外交の新機軸、5つの方針と8つの戦略～拡大する国際司法空間で、ひとときわ輝きを放つ日本型司法制度へ～」と題する最終提言を採択した。同提言は、「司法外交」という概念の下に、政府の司法政策の諸側面を再定位するものであり、今後の政策はこの提言に沿って進められる可能性が大きいと思われる。そこで本稿では、日本法教育センター・コンソーシアムの課題である法整備支援活動を担う人材養成の観点から、最終提言の意義を検討する。

■自民党・司法外交提言と司法制度改革審議会意見書 一意見書の延長線上にある提言—

最終提言は、2001年の司法制度改革審議会意見書以後、司法制度に関して採択された、最も重要な政策文書と思われる。現行司法制度は、審議会意見書(以下、意見書と言う)によって形作られており、法科大学院・裁判員制度など、いずれも意見書を実現したものである。最終提言は意見書に明示的な言及こそしていないが、その内容は紛れもなく意見書の延長線上にある。

まず最終提言と意見書は、日本の司法を国際環境の文脈で理解するという基本姿勢において一致している。確かに意見書は、国際的文脈を前面にだしてはいない。しかし、意見書も、日本が「国際社会に向かってどのような価値体系を発信できるか」と述べ、日本型司法制度のソフトパワーとしての重要性を認識していた。そして、最終提言による8つの戦略の内容の多くは、意見書と重複している。法整備支援・法曹養成の部分を見ても、最終提言の「<戦略2>国際司法分野における司法人材の活躍のステージを拡充させる」は、法整備支援への法曹の活用、アジア諸国での法曹の活躍を提言す

るが、意見書も、法曹の役割としてのアジア等の発展途上国への法整備支援、弁護士会と連携した法整備支援の推進等を既に提言していた。「<戦略3>アジア諸国に対する日本型司法制度支援を力強く展開する」も、法整備支援における国際競争、大学の積極的活用を提言するが、意見書もより抽象的にはあるが、法整備支援の推進を謳っていた。そして第四の「<戦略4>世界で活躍する国際司法人材を養成する」は、法科大学院における国際性の獲得を強化した教育を提言するが、意見書も、やはり法曹養成段階における国際化の要請への配慮を求めている。両者が著しく異なるのは、「<戦略7>テロからの脅威に立ち向かう」であるが、これは、意見書が2001年9月の同時多発テロ以前に出されたせいであろう。

最終提言と意見書では視点が異なるので、両者の内容は完全には対応していないが、同一対象に関する限り両者間に矛盾はなく、むしろ最終提言は、意見書が十分に実現されなかった部分を補充し、意見書による改革の完成を意図しているように見える。意見書から15年以上が経って、同様の内容が再度提言されたことは、先進国の産業構造がソフト化するなかで、国内的・国際的双方の場面での司法の強化が必然的であるからだろう。最終提言は、まさに意見書の延長線上に位置付ける必要があるのである。

■国際司法人材の養成について

(1) 国際司法を担う人材とは

最終提言は、「国際司法を担う人材の不足」を指摘するが、国際司法人材が何かを明示してはいない。しかし、国際司法人材の内容は意見書から推測できる。意見書は、法曹を「国民の社会生活上の医師」と定義し、法曹に必要な資質を「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と説明した。意見書が法整備支援の推進を提言していた以上、

その法曹像は、法整備支援のために働く法曹をも念頭に置いているはずであり、意見書の認識は、現時点で見ても、国際司法人材が備えるべき能力・資質として妥当である。法律の専門的知識だけでなく、様々な資質と能力、特に柔軟性ととも国際的視野と語学力を備えた法曹は、国内とは異なる環境下で活動する国際司法人材として有用であろう。そのために意見書は、法科大学院に、他学部出身者・社会人等の受入れに十分配慮することを求め、最終提言も同様に「ハイブリッド・マルチ」の人材育成・確保の推進を強調する（方針4）。

(2) 法科大学院における国際司法人材養成の再構築

さて意見書は、国際司法人材を含む法曹の養成を法科大学院に託した。2004年に開設した法科大学院は、初期には、まさに国際司法人材の養成が可能であることを実証し、現実にもそれを行った。しかし残念ながら、法科大学院制度はその後機能不全に陥っており、国際司法人材の養成を十分に果たせる状態にはない。社会人・他学部出身の学生が著しく減少しただけでなく、司法試験合格のみを目的に再編成されたカリキュラムの下で、試験科目以外の幅広い教育のウェイトは低下し、交換留学制度のある法科大学院では、留学応募者が激減する等、学生の試験以外への関心も低下している。

国際司法人材の養成は、法学部・司法研修所が実施することはできず、法科大学院によってのみ可能である。法学部は、法曹養成を目的とはせず、実務家だけが教員組織を構成している研修所には、国際司法人材養成に必要な幅の広く、奥行きのある教育は不可能であるからである。したがって、最終提言の実現には、法科大学院の機能を復活させることが不可欠である。改善のための具体的ポイントは幾つかある。第一は、法曹人口の再度の拡大である。司法試験合格者数は、一時の2000人台から現在は1500人台にまで減少している。しかし、地方の弁護士会及び法テラスのスタッフ弁護士・自治体職員などの公益分野で供給不足が既に生じており、最終提言が掲げる数値目標（「各府省庁等に現状より20名多く配置」、「国際機関に100人規模で継続的に派遣」）を満たすには、現在の合格者数では足りない。第二に、法科大学院制度の最大の問題は入学志願者の減少であるが、募集停止に陥る法科大学院が相次ぐ限り、応募状況の改善は見込めない。法科大学院

の募集停止は、法曹はこれ以上不要であるとのメッセージを社会に発信し続けているからである。したがって、現存する法科大学院を維持しながら、司法試験受験に偏重した教育を改善し、国際司法人材の養成に相応しいカリキュラムを確立する必要がある。第三に、日本型司法制度をソフトパワーとするためには、現行養成制度の非国際性・閉鎖性・相互性の欠如が障害となる。最終提言は、アジア諸国での外国弁護士規制の緩和に言及するが、規制緩和を迫るためには、日本の制度をより開放的にする必要がある。EUでは、各加盟国の法曹資格は相互承認されている。日本の法学部卒業生が、3年間のJDコースを修了せずに、アメリカの司法試験を受験できることが示すように、アメリカも、外国の法学学位・法曹資格を一定限度で承認している。他方、日本の現行制度には、学位・資格の相互承認の要素が全くなく、欧米の弁護士であっても日本の法曹資格を取得するためには、法科大学院を卒業しなければならない。日本型司法制度のソフトパワーが発揮されれば、日本の法曹資格の取得を望む外国人が増加することも考えられ、また彼らの存在は、母国における日本法のソフトパワーを強化する。最終提言・方針4の「ドメスティックな発想で行ってきた従来型の人材育成から脱却」は、このような学位・資格の相互承認までを射程に入れなければならない。

■ 最後に—グローバル社会における法の支配

欧米諸国と基本的価値（法の支配、基本的人権、民主主義）を共有する日本は、日本型法制度整備支援とそれらの普遍的価値との整合性にも留意しなければならない。日本による法制度整備支援は、国際社会における基本的価値の実現に貢献しなければならないからである。法整備支援は、グローバル社会に通用する規範形成への日本の参加であり、困難ではあっても、相手国の意向の尊重と基本的価値の実現とのバランスを常に意識しなければならないだろう。

インドネシアの法・文化に触れて

名古屋大学法学部
2年
鬼頭 昌隆

インドネシア短期派遣を通じて、短い期間でしたが、日本ではできない経験を多く積むことができました。現地学生との交流や文化遺産の見学や、裁判所などの機関訪問を通じて、インドネシアの複雑な歴史、多様な文化、法制度の現状に触れて見識を広げることができたと思います。

■ 現地の学生との交流

ジョグジャカルタ市のガジャ・マダ大学では、法学部の現地学生に英語で日本の法律や社会問題などについて紹介しました。現地学生の関心はとても高く、質問が途切れることなく続きました。日本に対する関心の高さと、現地学生の学習への強い意欲に触れることができました。日本とインドネシアの、格差や高齢化などの社会問題に対する捉え方の違いも知ることができました。また、現地の学生の案内で、プランバナンの文化遺産を訪問し、現地の料理を食べて、インドネシアの文化を肌で感じることができました。

■ インドネシア法を学んで

ガジャ・マダ大学では、インドネシア法についての講義も受けました。日本とインドネシアの法文化の違いや、インドネシア法の特徴を改めて認識できました。特に、イスラム法の存在、植民地時代のオランダ法、内包する多様な民族がもつ慣習法は、日本ではまったくなじみがなく、学んでいてとても新鮮に感じるとともに、日本の法制度について考え直すきっかけになったように思います。また、宗教裁判所や最高裁判所などの機関を訪問して、現場で法がどのように運用されているか知ることができました。

■ 法整備支援の現状

ジャカルタを訪問した際には、現在のインドネシアの急速な発展と、インフラ整備の不足や貧富の差、政

治的対立などそれに伴って起きている問題を身近に感じることができました。特に、現地の法整備支援を手がける日本人の方々の元を訪問して、インドネシア法の様々な問題と、法整備支援の現状を知ることができました。法令の数が多く、整合性のとれていないものが多いこと、法律と下位法令の区別が曖昧であること、基本法がオランダ語のため解釈が進んでいないこと、司法制度の腐敗など、インドネシア固有の問題を知ることができました。特に、知的財産法制度の整備が不徹底であることなど、日本などの海外企業が進出する上での問題と、それに対する支援の現状を知ることができました。現地に進出している日系企業にも訪問して、こうした問題に対する現場の声も聞くことができました。



ガジャ・マダ大学での学生との交流



ジョグジャカルタ 宗教裁判所外観

ソウル国立大学・シンガポール国立大学との 研究フォーラムに参加して



名古屋大学
法政国際教育協力研究
副センター長
國分 典子

昨年の11月25日、ソウル国立大学で、Inaugural Asian Forum for Comparative Legal Studiesと題する会議が開催されました。ソウル国立大学は、2012年にアジア・太平洋法研究所（Asia - Pacific Law Institute）というアジア法研究の機関を設立しています。CALEと同研究所の間では、以前から同じ方向性をもつ機関として交流があり、相互に研究協力を行ってゆこうということで意見が一致していました。今回のフォーラムは、シンガポール国立大学アジア法研究センター（Centre for Asian Legal Studies, CALS）がアジア・太平洋法研究所に継続的な研究協力を視野に入れての会議開催を呼びかけ、それにCALEからも参加する形で、3つのアジア法研究機関が一堂に会して開かれたものです。CALEからは小畑センター長が所用で出席できなかったため、コン・テイリー先生と私が参加しました。

会議は、4つのセッション2名ずつの報告に分かれ、上記3機関からの報告者が自分の関心領域の報告をするという形で行われました。韓国憲法裁判所研究官など若干の外部からの参加があったものの、ほぼクローズドで行われ、交流を温めることに傾注した打ち解けた会議でした。

私自身は第2セッションの司会を担当しましたが、このセッションでは、シンガポール国立大の陳維會教授によるアジアの権威主義についての報告とソウル国立大学のチョン・ジョンイク教授による韓国の弾劾審判手続についての報告が行われました。前者では、権威主義体制における法の支配の確立が何をもたらすの

か、政権交代システムの保障が自由民主主義への移行可能性を作り出すのではないかという観点からの検討が行われ、後者では、昨年朴槿恵大統領弾劾審判における手続の刑事手続との違いが詳細に検討されました。いずれもそれぞれの国の法的・政治的に重要なテーマに関わる内容で、白熱した質疑が展開されました。

会議の最後には、3つの機関の間で今後どのような関係を構築してゆくか、どのようなプロジェクトを進めてゆくかについて、意見交換が行われました。他の国家ないし地域も巻き込んでさらに大きなフォーラムを作ってゆく、書籍の刊行を考える、といった案も出されましたが、当面はまず、3機関の関係を緊密なものにすべく、今回のような会議を開催してゆくことで意見が一致しました。

シンガポール国立大学アジア法研究センターは、アジア地域におけるアジア法研究機関としては屈指の機関です。今回シンガポールから参加したメンバーの中でも、前述の陳教授が台湾出身だったほか、インド、カナダ等、さまざまな地域の出身者が含まれていて、層の厚さを感じました。一方、ソウル国立大学のアジア・太平洋法研究所は、前述のように比較的新しく創立された機関ですが、アジア法研究のハブとなることを目指しており、法整備支援にも関心を寄せていて、将来の飛躍への意気込みが感じられました。

シンガポールのDan W. Puchniak所長は、かつてCALE外国人研究員として名古屋で研究されたことがある方です。またソウルのチャン・ソンファ所長を始めとする同研究所のメンバーとは、CALE以外に、名古屋大学法学部・法学研究科のキャンパス・アジアプログラムでもお付き合いがあります。これらの旧交を温めつつ、シンガポール、ソウルの研究機関から新たな刺激を受けて、CALEもアジア法研究拠点としてさらに発展してゆければと思います。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)との連携 － UNCITRAL Dayを中心に－



名古屋大学大学院
法学研究科
教授
横溝 大



名古屋大学大学院
法学研究科
准教授
Giorgio Fabio
Colombo

■ UNCITRALとの連携

国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL)は、1966年の国連総会決議により設立された、国際商取引法の段階的な調和と統一の促進を主たる目的とする国連総会直属の委員会です。これまでの成果としては、1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約。日本は1961年に批准)や1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約。日本は2008年に加入)等の条約、また、1985年の国際商事仲裁に関するモデル法や1997年の国際倒産モデル法等のモデル法(日本の2003年の仲裁法と2000年の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律は、それぞれこれらのモデル法を基にしています)があります。

UNCITRALは、韓国のインチョンにアジア太平洋地域センター(Regional Centre for Asia and the Pacific: RCAP)を置いており、名古屋大学大学院法学研究科及びCALEは、2013年以来、同センターに大学院生を2箇月のインターンシップのために派遣したり、同センターが企画する国際会議に参加したり、さらに歴代センター長に法学研究科とCALEを御訪問頂き、国際商取引に興味を持つ大学院生に向けて御講演頂いたり法整備支援に関する協力の可能性やその発展について話し合ったりして来ました。

■ UNCITRAL Day

RCAPは、UNCITRALが作成した条約やモデル法に関するアジアでの認識を高め研究を促進・奨励するため、2014年、UNCITRAL Dayというイベントを始めました。このイベントは、UNCITRALが設立された12月17日に因んで11月・12月の間に、UNCITRALの条約やモデル法に関連する特別講義やワークショップ等をアジアの各研究機関が開催するというものです。法学研究科とCALEは開始当初からこのイベントに参加して来ました。第1回に当たる2014年には、12月17日、日本商事仲裁協会理事・仲裁部長であり国士館教授でもある中村達也先生をお招きし、「国際商事仲裁におけるUNCITRALモデル法と日本仲裁法(UNCITRAL Model Law on International

Commercial Arbitration and the Japanese Arbitration Law)」というテーマで、また、2015年には、12月16日、立教大学教授であり弁護士でもある早川吉尚先生に、「加速するEU統合のUNCITRALへの影響－UNCITRALオンライン紛争解決ワーキンググループ(An Impact of the Accelerated Integration of the EU against UNCITRAL – UNCITRAL Online Dispute Resolution Working Group)」というテーマで御講演頂きました。いずれもUNCITRAL Dayの企画に副いつつ重要な問題を掘り下げた素晴らしい御講演で、参加した学生からも大変好評でした。

2016年は残念ながら参加出来なかったのですが、昨年のUNCITRAL Dayには改めて参加し、12月18日、「国際商事仲裁における第三者による資金提供についてのワークショップ(Workshop on Third-Party Funding in International Commercial Arbitration)」を開催することが出来ました。このワークショップでは、ウェストロンドン大学のフィリップ・エルス先生に英国の観点から、パドヴァ大学のフランチェスカ・ベナッティ先生にイタリアの観点から、そしてアンダーソン毛利・友常法律事務所の井上葵先生に日本の観点から、それぞれ上述のテーマについて御報告を頂き、それを踏まえてラウンドテーブル形式で議論しました。当日は、会場からも活発な質問が出て、この先進的な問題を考える上で非常に有意義な機会となりました。

今後も法学研究科とCALEの方々の御協力を頂きながら、UNCITRAL Dayは勿論のこと、UNCITRALとの連携をさらに発展させて行ければと考えております。



2017年12月18日に名古屋大学で開催された
UNCITRAL Day Workshopの様子

日弁連とモンゴル弁護士会・ モンゴル法曹協会 友好協定締結



センチュリー法律事務所
弁護士
杉田 昌平

■ 友好協定の締結

2017年11月23日、モンゴル法曹協会及びモンゴル弁護士会並びに日本弁護士連合会（「日弁連」）が友好協定を締結し、記念式典が、モンゴルの首都ウランバートルで開催され、日弁連から、小原正敏副会長、外山太士国際交流委員会委員長他7名の合計9名の弁護士が日本から参加しました。

日弁連は、モンゴルに対して長年にわたって法整備支援を行っており、弁護士のJICA長期専門家としての派遣が終了した今でも、モンゴルの法曹が自主的に訪日し、日弁連が研修を行う関係が継続しています。

■ 式典の内容

本式典は、モンゴル法曹協会、モンゴル弁護士会及び日弁連のそれぞれの代表者からの祝辞から始まり、その後、「法律扶助制度のシステム、枠組み及び規制」及び「法律家の独立及び公平性に関する法的状況」に関するディスカッションが行われました。

ディスカッションでは、モンゴルの法律家から、日本の法律扶助制度や法テラスについて具体的な質問が出るなど、活発かつ専門的な議論がなされ、成功裏に式典を終えることができました。

本式典は、式典中にもメディアの取材が入り、後に報道がなされていたことにも表れているとおり、日本とモンゴル間の法律分野の国際協力関係を象徴するイベントであったといえると思います。

■ 式典の舞台裏

さて、式典の表舞台は上記のとおりですが、本式典はそれ以外にも注目して頂きたい点があります。本式典では、ソドゲレル・バト オルシフさん、チメドレグゼン・ツェレンプレブさん、及び、シラム・アルナさ

んという3名の通訳に大変助けられました。彼/彼女らは、式典の中での難解な法律用語についても正確に翻訳し、式典の成功を舞台裏から支えてくれていました。

このような大役を果たした3名は、職業的に通訳をしている方ではなく、名古屋大学日本法センター（モンゴル）に在学する現役の学生です。私は、最初、そのことに気が付かず、式典の途中で彼/彼女らが現役の学生であることを知って、その日本語能力の高さ及び法学的素養の高さに驚きました。そして、日本法センター（モンゴル）の学生達が、日本とモンゴルの法律家の国際協力を縁の下から支えている姿を見て、両国の間を架橋するような人材が確実に育っていることを実感し、心強く感じました。

彼/彼女らが、留学や就職を通じて、より大きく成長する姿を見るのが、今から楽しみです。末尾となりますが、彼/彼女らのような、有為な人材の育成をされている、日本法センター（モンゴル）に関わる皆様に感謝申し上げて、筆をおきたいと思います。



式典の様子



通訳をする3名の様子

「ICD近況 — バングラデシュ支援始動」



法務省法務総合研究所
国際協力部
部長

森永 太郎

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、昨年10月、同じ法務総合研究所が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）とともに、東京都昭島市に新設されました法務省国際法務総合センターへと移転しました。これと同じタイミングで私はUNAFEIの次長からICDの部長へと異動しました。私にとっては3度目のICD勤務となります。建物ばかり新しくなって、お前らの中身はどうしたんだ？という声が聞こえてきそうな気もしますが、せっかくの立派な施設に恥じないよう、さらなる進歩を遂げていきたいと思っていますので、みなさま、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。



UNAFEIとICDが入っている国際法務総合センター国際棟

ICDは、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのいわゆるCLMV諸国をはじめとして、ネパール、インドネシア、東ティモールなどのアジア諸国を相手に法整備支援を行っていますが、今般、新たな業務として、国際協力機構（JICA）の依頼により、バングラデシュの最高裁判所をクライアントとする本邦研修（相手国から研修参加者を招へいして日本国内で実施

する研修のことです）を開始しましたので、近況報告かたがたご紹介します。

この本邦研修は、年1回、2週間程度の研修を合計3回実施するというもので、主として最高裁判所の職員や裁判所から司法省へ出向している職員など10数名が研修を受けることになっています。第1回目は昨年12月4日から15日までの日程で実施しました。

バングラデシュの支援を開始したのは、バングラデシュの司法が膨大な未済事件を抱え、裁判にひどい遅延が出ており、これを何とかしなければならないので、日本が何とか支援してくれないだろうかという先方の要請がJICAにあったからです。言うまでもなく、「迅速な裁判」を受ける権利は基本的人権の一つであり、“Justice delayed is justice denied” なわけですが、バングラデシュ側の関係者によるとバングラデシュの裁判所は総数で300万件もの未済事件を抱え、ちょっとした訴訟でも数年かかるという状況だそうです。背景には急激な訴訟件数の増加や裁判官の絶対的不足があるとのことでした。

ICDは、これまでバングラデシュについてはあまり知識もなく、どのような支援が効果的なのかははっきりと分かっていたわけではありませんが、多少の事前調査や情報収集を行った後、とりあえず本邦研修を何度か実施してみて、その中で裁判遅延の原因とその対策を探っていこうということになりました。ただ、何の見当もつけずにやみくもに研修を開始しても焦点のぼやけた、効果の薄い活動になってしまいますので、おおよその推測を交えて研修を企画しました。ICDはバングラデシュについてはともかく、この裁判遅延という問題を取り扱ったことがないわけではありません。ずいぶん前、2002年から2004年ころにかけてのことになりますが、インドネシアの本邦研修を何回か行ったことがあり、その際にはこの問題を検討したことがありますし、その後、2012年からはやはり多くの未済事件と裁判遅延に苦しんでいたネパールの支援を経験しており、多少の知見を有しています。未済事件の滞

留と裁判遅延には各国の実情によってさまざまな原因が考えられますが、法曹や司法関係職員の不足、関係機関の予算不足、職員の怠慢や不正、訴訟当事者の遅延戦術などといった、典型的な法整備支援とは少々異なる対応を要すると思われる原因を別としますと、複雑すぎる訴訟手続、簡易手続やダイヴァージョン、あるいはADRの不存在や不活用、そして事件管理の脆弱さなどが挙げられ、これらについては日本が効果的な支援を行う余地が十分にあります。ICDの過去の経験では、インドネシアについては効果的なADR制度の未整備と粗雑な上訴制度（何でもかんでも上訴を許してしまうため、訴訟が下級裁判所の段階では終わらず、最高裁判所に未済事件が滞留してしまう）が主な原因と考えられましたし、ネパールでもADRの不活用、簡易手続のない硬直的な裁判制度などに加え、事件管理の脆弱さが裁判遅延の大きな原因となっていることが推認されました。そこで、インドネシアについてはADRの充実を図るため、司法調停を強化するプロジェクトを行いましたし、ネパールでは事件管理に焦点を当てた支援を実施してきました。なお、ネパールの最高裁判所や司法研修所は、自らも迅速な裁判に資する事件管理についてかなり突っ込んだ調査研究を行っており、アメリカのヴァージニア州にあるフェアファックス市裁判所の実務改善の成功例などをモデルに独自の改革案を作成するなど、実に真剣に取り組んでいたのが印象に残っています。

ICDでは、バングラデシュでも同様の要因が未済滞留・裁判遅延を招いているのではないかとおおよそその見当をつけました。無論、後にこれが見当違いであることが判明するという事は十分にありうる話で、その際には躊躇なく方向転換することのできる柔軟性を持っていなければならないのですが、とりあえずはあらゆる法的紛争が裁判所の正式手続きに持ち込まれてしまうのを抑制する手段としてADRの強化を目標にしてみました。これに関してはバングラデシュ側も同様の意見をもっていらしく、とりあえず第1回目の研修内容をADRに焦点を当てたものにする事で了解し、研修実施の運びとなりました。

今後、このバングラデシュへの支援活動がどのよう

な展開を見せるのかについては、まだまだ確たることは申し上げられません。全く見当はずれのことをICDはしているのかもしれませんが、しかし、もしICDの推測が的を射ていると、ADRの強化支援をすることで少しでも事態の改善が見られれば、過去の経験を活かしてそれを次につなげるという、ICDの法整備支援機関としての能力もまんざらではないということになるでしょう。そうなることを祈りながら調査研究を重ね、第2回目の研修がより効果的なものになるよう、十分な準備をしたいと思っています。

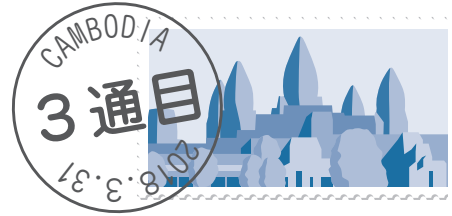


第1回バングラデシュ法整備支援研修の一場面
(国際会議場B (国際法務総合センター国際棟内)にて)



国際会議場A (国際法務総合センター国際棟内)

New カンボジア便り



カンボジアにおけるスマートフォンの普及とICT技術の発展がもたらす新たな価格競争

1 はじめに

スマートフォンの普及とICT技術の発展は、世界中の人々の生活を大きく変容させており、カンボジアもその例外ではない。今回の便りでは、カンボジアの携帯電話・スマートフォンの普及状況を概説したうえで、後者の普及とICT技術の発展がもたらす、プノンペン市内の旅客運送サービス市場における価格競争を取り上げる。

2 カンボジアにおける携帯電話・スマートフォンの普及状況

カンボジアでは、プリペイド式のSIMカードを利用した携帯電話が広く普及している。“Mobile Phones and Internet Use in Cambodia 2016”（アメリカ国際開発庁 [United States Agency for International Development, USAID] ほか、2016年）の公表レポートによると、2016年9月時点において、①カンボジア国民の96%以上が電話（固定電話または携帯電話）を所有している、②99%以上の国民が電話を利用できる環境にある、③国民の約48%（都市部は60%、地方部は42%）が少なくとも1台のスマートフォンを保有しており、Internetにアクセスできる環境にある。

また、郵便電気通信省（Ministry of Post and Telecommunications [MPTC]）の公表レポートによると、2016年6月時点において、電話市場全体における携帯電話のシェアは98.79%（販売台数1948万4692台）、固定電話のシェアは1.21%（同23万8118台）である。2015年時点のカンボジア人口は1506万人であり（計画省統計局）、2016年の人口はこれを上回るため、カンボジア国内の携帯電話の対人口普及率は、少なくとも124%超といえる。

3 プノンペン市内の移動手段

プノンペン市内における移動手段といえば、従来、事前予約型のタクシーのほか、トゥクトゥク（バイク

に連結させた荷台に乗る方法、4人～6人用）またはバイク（バイクの後ろに乗る方法、1人用）であった。また、2014年から、市バス（1回1500リエル [約0.37\$]）も走り始めている。

トゥクトゥク・バイクの乗車方法は、「運転手に行き先を説明して料金交渉を行ってから乗車し、降車時に料金を現金払いする方法」である。料金相場は、トゥクトゥクが1\$/1km、バイクが0.5\$/1kmである。なお、筆者がトゥクトゥクに乗る場合、相場よりも高い料金（1.5\$/1km）を提示される。おそらく、運転手が筆者を「外国人」と外見上判断するからであろう（余談であるが、筆者は、初対面のカンボジア人から、かなりの高確率で、「本当に日本人ですか?」と質問される。どうやら、カンボジア人にとって、筆者の顔は、日本人ではなくフランス人の顔に似ているようである）。

4 プノンペン市内における新たな旅客運送サービス（配車アプリ）の登場

2017年5月頃から、プノンペン市内においては、スマートフォンの配車アプリ（PassAppTaxi, WeGo, Uber, Grab）を利用した旅客運送サービスが登場しており、以下ではPassAppTaxiを取り上げる。

PassAppTaxiの利点は、利便性と料金の安さである。利用者は、車種（トゥクトゥクよりも一回り小さい車 [2人用] [写真1]、セダン車、SUV車）を選択したうえで、アプリ内の地図上から乗車地点（必要に応じて目的地）を指定するだけでよい。そうすると、付近を走行中の運転手にアプリを通じて通知が届き、乗車を了承した運転手が指定された地点まで迎えに来てくれる。アプリ内の地図には、現在の走行地点、乗車時間（予定経路及び目的地）が表示される（写真2）。また、料金は距離制であり、降車時に確定する。このため、PassAppTaxiには「目的地を説明する必要がない、料金交渉をする必要がない」という利便性があ

プノンペン市内の旅客運送サービス市場を中心として



名古屋大学大学院法学
研究科 特任講師
(カンボジア法学教育担当)
弁護士

玉垣 正一郎

る。加えて、(写真1)の車であれば、トゥクトゥクの約半額で利用できる。そのうえ、アプリ上で表示された料金だけを支払えばよいことから、「ぼったくり」の心配もない。

以上のとおり、スマートフォンの普及とICT技術の発展は、プノンペン市内における旅客運送サービス市場における新たな価格競争を生じさせている。実際、配車アプリの登場により、トゥクトゥク運転手の収入が減少したとの声も聞こえてくる。

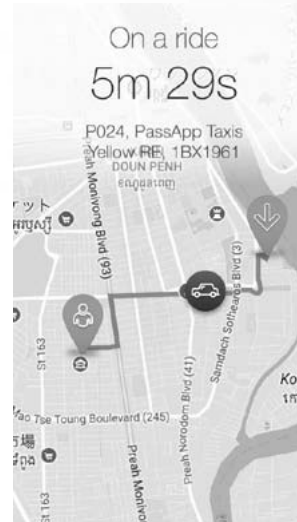
なお、日本の場合、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送することは「旅客自動車運送事業」に該当し(道路運送法2条3号)、同事業を営むためには国土交通大臣の許可が必要となり(同法4条1項・43条1項)、その違反行為は、いわゆる「白タク」として、罰則の対象となる(同法96条1項・97条4号)(最近、京都市内において中国人旅行者向けの「白タク」が横行しているとのニュースが報道されている)。カンボジアには、このような法規制が存在しないということも、新たな価格競争が生じる一要因といえるだろう。



(写真1) PassAppTaxiの車

5 おわりに

もっとも、プノンペン国際空港から市内への旅客運送サービス市場においては、「競争者による共同の競争



(写真2)
PassAppTaxiアプリ。現在地、目的地、道順、乗車時間等が表示される。

停止行為」、「競争者の取引妨害行為」が存在すると思われる。筆者の経験上、空港から市内までの最低料金は、トゥクトゥクが9\$、タクシーが12\$であり、上記料金以下では運送してくれない。また、PassAppTaxiでセダン車・SUV車を指定しても、その車は空港のタクシー乗り場まで入ってこないため、空港外の道路まで歩いて乗車しなければならない。仮に、運転手(競争者)同士が、最低料金を取り決めている場合、あるいは、PassAppTaxiのセダン車・SUV車による空港タクシー乗り場の利用を妨害している場合、競争法(前者は日本の独占禁止法における「不当な取引制限」、後者は不公正な取引方法の一類型である「競争者の取引妨害」)違反の問題が生じる。ところが、カンボジアには2018年1月時点において、競争法が制定されていないため、競争法上の問題とならない。

商業省(Ministry of Commerce)は、2017年の年末までに、閣僚評議会(Council of Ministers)に競争法の法案を提出予定である(2017年11月1日“Khmer Times”)。カンボジア国内において競争法が早期に制定されることにより、市場における健全な競争が確保されることを期待したい。

センター長便り

マクロ発展政策の罫、あるいは正義について —「一带一路」、SDGsと女性に対する暴力から考える—



名古屋大学
法政国際教育
協力研究センター長
小畑 郁

〈女性に対する暴力は、どの社会にもある。先進国、さらにはジェンダー平等が達成されていると思われる国でも、深刻な事例が多数報告されている。〉

これは、何年か前にカンボジア出身の大学院生に教えてもらった事実です。最近、このことを思い出しました。それは、私が委員をつとめている国連人権理事会諮問委員会で、「すべての人権の享有への発展の寄与」というトピックが議論されたときのことです。人権理事会決議35/21(2017)は、とりわけ発展と人権の享受とは相互依存的で相互に強化しあうものであることを承認し、諮問委員会に対して、発展が人権の享有に寄与する仕方について、とりわけ最良の実行についての研究をするように求めています。この決議により設置された諮問委員会の起草部会の報告書案(2018年2月)を読むと、1986年に国連総会により採択された「発展の権利宣言」を敷衍する議論が展開されていますが、2017年12月に北京で行われた「南南人権フォーラム」で提出された文書からの引用が目立ち、最良の実行の一つとして、中国のさまざまな政策とりわけ「一带一路」の推進に言及しています。この報告書案を準備したのはロシア出身のレベデフ委員、起草部会の議長は中国出身の劉委員がつとめています。

こうしてみると、このトピックを諮問委員会が研究すること自体が、「一带一路」を国際社会においてプロモートしようという中国の最近の外交戦略の一環であることが分かってきます。しかし、これを「発展の人権享有への寄与」という形で議論されると、反駁することは容易ではありません。国連で圧倒的多数を占める多くの発展途上国にとっては、発展(development)ですから「開発」とも訳されます)は、国家の至高の目標です。「発展の権利宣言」は、発展の概念を人権により包摂しようとするものともいえます。2015年に

は、国連は2030年までに達成すべき持続可能な発展のための目標(Sustainable Development Goals, SDGs)を定めています。上に言及した人権理事会決議やレベデフ委員の報告書案にもキーワードとして引用されているSDGsでは、「誰一人として取り残さない(Leaving no one behind)」がスローガンで、17の目標と169のターゲットが設定されています。日本政府も、内閣に設置された首相を本部長とする推進本部の音頭取りの下、地方公共団体や企業も、官民挙げてSDGsへの取り組みを行うことを宣言しています。

SDGsの17の目標のなかには、①貧困をなくす、②飢餓をなくす、③健康、④質の高い教育、⑤ジェンダー平等、⑥水と衛生、⑦ディーセントな労働と成長、⑩不平等の削減、といった人権にかかわるものが多く挙げられています。「誰一人として残さない」というのがスローガンですから、こうしたことを内容とする「発展」が人権の享有に寄与することには疑問の余地はなく、「人権享有への発展の寄与」というトピックに前向きに取り組むことについて、誰も疑問に思わないでしょう。

私自身も、世界人権宣言28条がいう「すべての者は、この宣言に規定する権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序を求める権利を有する」という理念には賛成で、人権の問題を個々の政府や人の意識の問題としてではなく、構造の問題としてとらえるべきだと考えています。ですから、発展の問題を人権問題として俎上に載せることそれ自体には反対というわけではありません。しかし、どうもこの「人権享有への発展の寄与」という議論には、ついて行けない気持ちがありました。そのとき、思い出したのが、冒頭に紹介した、「女性に対する暴力」についての厳粛な事実だったのです。

諮問委員会での私の発言の要点は、次の通りです。発展が人権の享有に寄与すること自体はその通りであるが、発展は、人権を自動的に実現するわけではない。女性に対する暴力は、指標上ジェンダー平等が実現されている社会でも多数ある。人権の実現にとって重要なことは、次の二つの目的を並行的に追求することである。第1に、最低限の人権を享有できる人の数を最大化すること、第2に、重大人権侵害の犠牲者の数を最小化すること。第1の目的を追求するための施策が、

同時に第2の目的達成を保障するわけではないことに注意が必要である、と。

私の親しい友人でもある、あるアフリカ出身の委員は、よく理解できる、と言ってくれましたが、時間の制限もあり、議場で、私の発言をめぐってほとんど議論らしい議論がなかったことも事実で、今後の議論の推移が懸念されるどころです。

あらためて考えると、以上のような状況は、中国はもとより、アメリカや日本も含め、現在の世界が陥っている深刻な思想的危機を表しているのではないのでしょうか。つまり、マクロの視点から発展や福祉、人権の実現のための政策を考えることだけが問題で、ミクロの不正義については、目をつぶるといわないまでも後回しにする、という発想です。さらに世界的な経済的停滞とメガ・コンペティションのなかで、個々の不正義を問題にする声がかき消されてしまっています。そのような状況の中では、誰もがマクロな政策にぶら下って自らの要求を実現しようとします。身内びいきの激しい政治的権力者に対しても、その体制の下で生じている不正義の告発を控えるのみならず、おもねりの心が蔓延してしまいます。

実は、私は、この数年間、息が詰まるような雰囲気を感じてきました。単なる中間管理職の悲哀だと思っていたのですが、以上のような思索を経て、その本当の正体はここにあるのだ、と気付いたのです。私たちが克服できたと思いこんでいるファシズムも、い

きなり暴力から始まったのではなく、このような思想的危機から生じたのではないのでしょうか。

だとすれば、私たちが取り組む法学・政治学教育も、結局のところ、いつでも・どのような局面でも「正義」について考えることのできる力を養おうとするものでなければなりません。世界的な思想的危機のなかで、そうした教育の努力は「思想闘争」の形をとりますので、決して容易なことではありません。しかし、私は、アジアの若い人たちに接し、また、体制移行を平和と福祉に適う形で実現しようという法律家と話して、これを闘い抜くための勇気を、彼らの真剣な姿からもらってきました。それは、日本の法科大学院だけに関わってきた教員には、決して抱くことができない希望なのではないのでしょうか。私が、引き続き、日本法教育研究センター・コンソーシアムの事業にかかわり、多くの人々に、このコンソーシアムへの参加を呼びかけるのは、そういう理由からにほかなりません

私のCALEセンター長の任期は、2018年3月末をもって終了し、その職務を國分典子先生に引き継ぐことになりました。4年間の間、センター長便りをお読みいただきありがとうございます。私は上に記しましたように、日本法教育研究センター・コンソーシアムの仕事に微力をつくしますので、CALEともども何とぞよろしく願い申し上げます。

國分典子新センター長のあいさつ



2018年4月から法政国際教育協力研究センター長を務めることとなりました。どうぞよろしくお願い致します。

私は韓国憲法を研究対象としており、アジア法関連のCALEの催しには以前から時々参加する機会があったのですが、CALEがどのような活動をしているのかの詳細を把握したのは、実を言うと、CALE所属教員となったここ数年のことです。その中で、すでに先輩たちが言われてきた「法整備支援とは比較法そのものなのだ」ということの意味を改めて実感するようになりました。アジア地域の人々との対話を通じて「法とは何か」についての新たな視点を発見すると同時に、日本法の特徴や問題点に向き合うという比較法学の原点がCALEの仕事にはあります。また私自身の研究との関連では、特にCALEの統轄する日本法教育研究センターの学生たちから将来のアジア法研究を牽引する人材が生まれることに希望をおいてもいます。

微力ではありますが、CALEの役割の重要性を噛みしめつつ、自らも成長できるよう励んで参りたいと思います。

国内開催

2017年

9月12日(火) ~23日(土)	法学部学生短期派遣(インドネシア)	【参加者】5名
10月1日(日)	日本法教育研究センター・コンソーシアム設立記念シンポジウム 「今日日本で求められる国際司法人材とは一司法外交を基軸として」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【参加者】約65名
12月1日(金)	ウズベキスタンUzbek Journal of Legal Studies創刊記念シンポジウム ”New Development Strategy of Uzbekistan for 2017-2021~Legal Challenges~“ 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】約20名
12月2日(土)	法整備支援シンポジウム 連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」 於：慶応義塾大学三田キャンパス	【参加者】約55名
12月8日(金)	総務省招聘・ベトナム監察副総監等来訪 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階セミナールーム1	【参加者】約9名
12月16日(土) ~17日(日)	2017年度「法整備支援の研究」全体会議 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【招聘者】5カ国より9名 【参加者】約62名
12月18日(月)	UNCITRAL DAY ワークショップ 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】約25名

2018年

2月2日(金) ~3日(土)	アジア諸国の親子関係における最善の利益に関する国際会議 ~第2回 要保護児童の保護体制 於：名古屋大学・アジア法交流館	【招聘者】5カ国より11名 【参加者】約62名
2月5日(月)	法務省主催・東ティモール共同法制研究研修員来訪 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】東ティモール司法省
2月14日(水) ~24日(土)	法学部学生短期派遣(ラオス)	【参加者】5名
2月21日(木)	(CALE後援)ベトナム・カンボジア 労働法セミナー 主催：愛知県弁護士会、日本貿易振興機構 於：あいち国際ビジネス支援センター セミナールーム	【参加者】約48名
3月7日(水) ~17日(土)	法学部学生短期派遣(ウズベキスタン)	【参加者】8名

海外開催

11月15日(水)	ベトナム日本法教育研究センター設立10周年記念シンポジウム・式典 於：ハノイ法科大学	【参加者】約150名
2月24日(土) ~25日(日)	カンボジア比較法学会“Community of Co-existence through Constitutionalization of International Norms and Legal Harmonization in ASEAN” 於：国立経営大学 (カンボジア・プノンペン)	【参加者】約120名
2月26日(月)	カンボジア日本法教育研究センター設立10周年記念式典 於：王立法経大学 (カンボジア・プノンペン)	【参加者】約100名

CALE外国人研究員紹介



キチク クズマ (Kichik Kuzuma) 先生

ロシア・モスクワ国立大学法学部 准教授

受入期間：2018年1月10日~2018年3月29日 (3ヵ月)

研究課題：ロシア、東アジア (中国、韓国、モンゴル、日本) およびその他アジア諸国 (ベトナム、マレーシア) における公共調達に関する法的規制の諸問題

名古屋大学基金 特定基金

「アジア法律家育成支援事業」寄附者芳名録

名古屋大学基金 特定基金「アジア法律家育成支援事業」へご協力いただき、心より御礼申し上げます。

ご寄附をいただきました皆さまへ深く感謝の意を込めまして、ご芳名を掲載させていただきます。

法人・団体3組 個人152名(延べ) 寄附金合計額 11,184,000円 (平成30年2月末現在)

《 法人・団体 》

22万5千円 三重県庁東山会法学部出身者有志 様
20万円 三菱商事株式会社 中部支社 様
5万円 デイー・エイチ・インターナショナル株式会社 様

《 個人 》

100万円 浅井 泰範 様 柴田 昌治 様
60万円 小川 晶露 様
50万円 関谷 崇夫 様 森島 昭夫 様 石井 三記 様 神保 文夫 様
30万円 鮎京 正訓 様
20万円 小川 宏嗣 様 加賀山 茂 様 佐久間紀雄 様 福島佐千男 様 村瀬 幸雄 様 愛敬 浩二 様
定形 衛 様 鈴木 将文 様 中野 富夫 様 和田 肇 様
10万円 太田 裕之 様 鷺見 弘 様
6万円 斉藤 肇 様
5万円 黒木 辰芳 様 三井 公子 様 牧野 絵美 様 匿名 1名
3万円 入倉 憲二 様 宮村 喜明 様
2万円 高橋 誠 様 藤田 哲 様 古橋 正行 様 不破 仁 様 匿名 1名
1万円 伊藤 高義 様 植羅 哲也 様 内田 吉信 様 小野木三郎 様 加藤 友治 様 金田 学 様
兼松 啓子 様 河隅 彰二 様 川原 馨 様 久米 映二 様 小林 博司 様 齋木 博行 様
酒井 宣江 様 坂田 一亮 様 佐々木康司 様 庄瀬 高志 様 鈴木 篤 様 高橋 一吉 様
高橋 徹 様 筒井 厚至 様 中島 紳裕 様 服部津年治 様 林 勤 様 平松 健郎 様
松山 泰章 様 馬淵 正司 様 水田洋・珠枝 様 森 昭 様 渡辺 成之 様 匿名 5名
5千円 岩間 貞夫 様 大矢知有子 様 鈴木 庸二 様 鈴木 涉 様 多田花緒里 様 寺澤 雅代 様
中野 幸治 様 村瀬 保 様 匿名 2名
1千円 匿名 1名
お名前のみ 浅田 努 様 石川 盛久 様 大林 益英 様 岡本 邦雄 様 奥澤 誠子 様 海川理恵子 様
加藤 倫子 様 金子 明 様 川瀬 清和 様 白柳 正義 様 杉浦 一孝 様 祖父江伸仁郎 様
田中 宏之 様 成田 清 様 西脇 霊栖 様 野村 直之 様 長谷川 宏 様 浜田 道代 様
林 千孝 様 原 一雄 様 日比野 茂 様 古田 榮 様 前島 正義 様 松下 哲子 様
松田 太一 様 松田 昌展 様 真能 秀久 様 村瀬 誠一 様 稲葉 一将 様 尾島 茂樹 様
小畑 郁 様 國分 典子 様 下山 憲治 様 中東 正文 様 深澤龍一郎 様 藤本 亮 様
匿名 30名

《 寄附者芳名録の掲載について 》

お名前掲載はご同意いただいた方のみ(順不同)となっております。平成30年2月末までにご寄附いただいた方々を掲載いたしております。誠に恐縮ではございますがお名前がもれている等お気づきの点がございましたらご連絡ください。

CALE人事

【採用】

特任講師 中村 良隆 (2018年2月1日)
(モンゴル・日本法教育センター勤務)
特任講師 八尾 由希子 (2018年3月1日)
(モンゴル・日本法教育センター勤務)
技術補佐員 拓植 澄江 (2017年12月16日)

【異動】

柴田 真木子 (2018年4月1日付)
事務補佐員→名古屋大学事務系職員

【退職】

特任講師 山本 哲史 (2017年12月31日)
(モンゴル・日本法教育研究センター)
特任講師 浜元 聡子 (2018年1月31日)
(ラオス・日本法教育研究センター)
特任講師 新地 真之 (2018年1月31日)
特任講師 渡辺 真由子 (2018年3月31日)
(モンゴル・日本法教育研究センター)
事務補佐員 神田 美幸 (2018年3月31日)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「プランバナン寺院群」(インドネシア・ジャワ島中部)

プランバナン寺院群は、水田や村などに囲まれたのどかな平原に位置しており、9～10世紀の間にインドネシアのジャワ島を治めていたサンジャヤ王朝によって建てられた、世界有数のヒンドゥー教寺院群です。1991年にユネスコ世界遺産登録されました。遺跡群内のほかの寺院にもヒンドゥー教と仏教の両特徴を持つものが多く、交錯した歴史の痕跡を見ることができます。

